

## 家畜所有者の定期報告書の提出について

家畜の所有者は、毎年、家畜の頭羽数や衛生管理の状況等を県知事に報告することが家畜伝染病予防法により義務付けられています。

平成28年2月1日現在の状況の報告をお願いします。

報告対象者	以下の15種の家畜を1頭(羽)以上飼養する者 ①:牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし ②:鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう
報告内容	・飼養家畜の種類、頭羽数 ・畜舎の数、ふ卵舎数 ・飼養衛生管理基準の遵守状況 ・農場の平面図等の添付書類 ＜当該年の2月1日時点のものを記入＞
提出期限	①の家畜 4月15日 ②の家畜 6月15日
提出方法等	＜方法＞ 郵送またはFAX (FAXの場合は必ず押印のうえ、原本を保管しておいてください。) ＜提出先＞ 大津・長浜・高島市の方:家畜保健衛生所 北西部支所 上記以外の方:家畜保健衛生所 本所



※乳用牛および肉用牛(和牛以外)を飼養している場合には県独自の追加調査にもご協力願います。

- ・ 報告様式が必要な方については、ご連絡いただければ様式を送付させていただきます。
- ・ 報告書の様式は、家畜保健衛生所のホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/kachiku/joho/kadennhoukaisei.html#teikihoukoku>

### 滋賀県家畜保健衛生所

(本所)

〒523-0813 近江八幡市西本郷町226-1  
TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821  
緊急携帯:090-3613-7486

(北西部支所)

〒520-1611 高島市今津町弘川249-1  
TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681  
緊急携帯:080-6176-8052